

規制シート(様式)

190192100760001

2016/12/21

規制の名称	軌道事業の経営の特許等	所管府省	国土交通省
根拠法令等	軌道法(大正10年法律第76号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	鉄道局幹線鉄道課長 村田茂樹 鉄道局都市鉄道政策課長 岡野まさ子 鉄道局鉄道サービス政策室長 川上洋二 鉄道局安全監理官 山崎輝 道路局路政課 鎌原宜文
規制目的	輸送の安全を確保し、軌道の利用者の利益を保護するとともに、軌道事業の健全な発達を図ることにより、公共の福祉を増進することを目的とする。		
規制内容の概要	<p>①軌道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の特許を受けなければならない。また、軌道事業を廃止しようとするときは、事前に国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>②軌道経営者は旅客及び荷物の運賃その他運輸に関する料金(国土交通省令で定める料金を除く)を定め国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされている。</p> <p>③鉄道事業法の規定を準用し、軌道経営者は、安全管理規程の作成・届出、安全統括管理者の選任・届出、安全報告書の公表等を行わなければならないことを規定している。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	<p>③平成17年に発生したJR西日本の福知山線列車脱線事故を契機に、鉄道事業に係る安全規制の見直しが行われた。軌道事業についても鉄道事業と同様、公共交通の一端を担う交通機関であり、輸送の安全の確保という観点では、鉄道事業と何ら相違はないことから、鉄道事業法の規定を準用する形で、鉄道事業法において行う改正と同様の改正を行った。(平成18年改正)。</p>	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>①②軌道は住民の日常の交通手段であり、事業の継続性、安全性等の確保が極めて重要であることに加え、当該事業は原則として一般交通の用に供される道路上に軌道を敷設して旅客輸送を行うものであること等から、現行の規制を維持することが適当。</p> <p>③軌道事業においては、輸送の安全の確保が最も重要であり、引き続き、軌道経営者に常に安全を最優先とする事業運営を行わせる必要があるため、現行の規制を維持することが適当。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成33年度		